

現状の困難・矛盾の抜本的な解決のために、 3%にとどまらない大幅な報酬引き上げを重ねて求める

2008年11月5日

全日本民主医療機関連合会

会長 鈴木 篤

10月30日、政府は、新たな総合経済対策「生活対策」を発表し、「生活安心確保対策」として、来年2009年度の介護報酬改定について3%引き上げの方針を打ち出しました。

改定に向けた具体的審議が行われているこの時期に、政府の方針としてプラス改定の方向を打ち出したことは大きな意義があることであり、歓迎すべきことです。低い賃金、歯止めのきかない人材流出、人手不足、かつてない事業所の経営難など、もはや一刻も放置できない介護現場の深刻な実態の改善を迫る社会的要請、国民世論の反映といえるでしょう。

しかし、「3%」の引き上げでは、現状の困難を根本的に解決していく上ではなはだ不十分と言わざるを得ません。介護報酬は、03年改定で2.3%、06年改定で2.4%もの引き下げが連続して実施されており、3%程度の引き上げでは、介護保険スタート時の水準にすら遠く届きません。今後いっそう進行する高齢化に向けて必要とされる介護基盤の量・質の整備・強化をすすめていく上でも、さらなる引き上げが必要です。

また、厚労省は、改定に際し、「処遇改善に結びつくよう、手厚い配置や有資格者を多く配置しているところを評価する」「雇用形態、サービス、地域、規模ごとに実態は異なるので、一律に等しく還元されるわけではない」（老人保健課長）と説明しています。全体として、基本報酬部分をトータルに引き上げるよりも、一定の基準（要件）を定めた上で、「加算」などによって個別に評価する方向を強く押し出しています。このままでは、事業所と介護労働者の「選別化・差別化」を推進することになりかねません。

さらに、今回の引き上げが「生活対策」の一環として打ち出されたものであり、3年後の消費税の引き上げを前提としていることは重大な問題です。政府・財界がすすめようとしている「消費税増税・福祉目的税化」の地ならしともいいうべき内容です。

また、介護報酬引き上げによって介護保険料の増大が生じないよう公費を投入するとしていますが（計1200億円）、2009年度は全額計上されているものの、翌2010年度は半額、2011年度（第4期最終年度）に至ってはゼロとなっています。これでは、総選挙をにらんだ一時しのぎの対応と言わざるをえないでしょう。

以下の点について改めて要求します。

第1に、3%の引き上げにとどまらず、そこからさらに大幅な引き上げを重ねて求めます。最低でも、介護保険制度スタート時の報酬水準に戻すべきであり、5%以上の引き上げが必要です。加算を重視するだけではなく、何よりもまず、基本報酬部分の大幅な「底

上げ」をはからなければなりません。「将来に希望のもてる給与・労働条件の確保」「安心・安全の介護、行き届いた介護の保障」「地域・規模にかかわらず安定的な事業経営の実現」を改定の算定基礎とした、全面的な見直しが必要です。

第2に、介護報酬の引き上げがサービス利用の支障につながらないよう必要な対策を講じることを求める。低所得者の利用料の減額・免除、地域や規模など事業者の事情を要件とした加算については利用料にはふくめないしくみ、要介護度ごとに設定されている支給限度額の引き上げ（要介護5については限度額を撤廃）を求める。

第3に、以上を実現するために、介護報酬引き上げや介護保障の拡充が利用者・高齢者の費用負担増につながらないよう、介護保険制度の財源構造を大幅に見直し、国の負担分を5割、少なくとも3割（いずれも調整交付金を除く）まで引き上げることを求める。これは、高齢化に伴って増大する介護費用に耐えうる、政府自らが言う「持続可能な制度」に転換していく上でも必須の課題であると考える。

そしてその財源は、逆進性が強く応能原則に逆行する消費税増税によるのではなく、税金のあり方を根本的な見直しによって生み出すべきです。社会保障費2200億円削減方針は直ちに撤回することを求める。

以上